煮干魚類の日本農林規格の一部改正案についての意見・情報の募集について

令和４年９月９日
農　林　水　産　省

この度、「煮干魚類の日本農林規格の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

１　意見公募の趣旨・目的・背景

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第５条において準用する同法第３条第１項の規定に基づき、煮干魚類の日本農林規格（平成６年８月９日農林水産省告示第 1132 号）を、以下のとおり改正することとしており、本件意見公募は、「煮干魚類の日本農林規格の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報等を考慮した上で、日本農林規格調査会の審議に付すことを目的として行うものです。

・規格の内容は現行どおりとし、国際標準化機構（ISO）の規格様式に合わせた様式の改正

２　意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）e-Gov（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（２）農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室において配布

３　意見・情報の提出方法

（１）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

以下担当まで送付してください。
〒100－8950　東京都千代田区霞が関１－２－１

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室

4　意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

5　意見・情報受付期間

令和４年９月９日～令和４年１０月８日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6　公示資料

・煮干魚類の日本農林規格の一部改正案